

平成 18 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ ー ュ ー
代 表 者 の
役 職 氏 名 取 締 役 社 長 井 上 恵 博
(コード番号 9856 東証第二部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 堀 内 伸 泰
T E L 042-796-6111

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 21 日開催の取締役会において、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対しストックオプションとして発行する募集新株予約権について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

- ・ストックオプションとして新株予約権を発行する理由
当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、一層の業績向上を図ることを目的とするものであります。
- ・募集新株予約権発行の要領
 1. 募集新株予約権の名称
株式会社ケーユー第 3 回新株予約権
 2. 募集新株予約権の総数
1,960 個
 3. 募集新株予約権の割当てを受ける者および割り当てる募集新株予約権の数
当社取締役 700 個
当社執行役員、従業員ならびに当社子会社取締役、従業員 1,260 個
 4. 募集新株予約権の内容
 - (1)募集新株予約権の目的である株式の種類及び数
募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。
なお、当社が普通株式につき、株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載

につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

ただし、かかる調整は、募集新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2)募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で、募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3)募集新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日まで

(4)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金

法令に定める資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の 2 分の 1 に相当する額。ただし、1 円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0 円とする。

資本準備金

資本金等増加限度額から前項に定める資本金の額を控除した額。

(5)譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。

(6)募集新株予約権の行使の条件

募集新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。

行使請求日の前日終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が行使価額に 1.05 を乗じた金額に満たない場合は、行使できないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7)募集新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画、または、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

その他の取得事由および取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)行使時に交付すべき株式数の 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9)募集新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、募集新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

5. その他の募集事項

(1)募集新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(2)募集新株予約権の割当日

平成 18 年 8 月 7 日

(3)その他の細目事項は、別途定める割当契約の定めるところによる。

以 上